

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月横浜市規則第 35 号）

新旧対照表

旧	新												
(第 1 条から第11条まで省略)	(第 1 条から第11条まで省略)												
(利用料金の返還)	(利用料金の返還)												
<p>第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">(第 1 号省略)</p> <p>(2) 横浜国際プール、スポーツセンター、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール又は横浜市都筑プールの利用者が利用日の 5 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額</p> <p style="text-align: center;">(第 3 号省略)</p>	<p>第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">(第 1 号省略)</p> <p>(2) 横浜国際プール、<u>たきがしら会館</u>、スポーツセンター、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール又は横浜市都筑プールの利用者が利用日の 5 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額</p> <p style="text-align: center;">(第 3 号省略)</p> <p><u>(横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に係る年間利用計画書の提出)</u></p> <p>第13条 <u>横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室について定期的又は継続的な利用を希望する指定団体は、1 月から 3 月までの利用にあつては前年の、4 月から12月までの利用にあつては当該年のそれぞれ 1 月31日までに利用目的、利用日時その他指定管理者が指示する事項を記載した横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室の年間利用計画書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(委任)</p>												
<p>第13条 (本文省略)</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>別表第 1 (第 2 条第 1 項)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>スポーツセンター</td> <td>午前 9 時から午後 9 時</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間	(省略)		スポーツセンター	午前 9 時から午後 9 時	<p>第14条 (本文省略)</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>別表第 1 (第 2 条第 1 項)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>たきがしら会館及びス</u></td> <td>午前 9 時から午後 9 時</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間	(省略)		<u>たきがしら会館及びス</u>	午前 9 時から午後 9 時
施設名	開館時間												
(省略)													
スポーツセンター	午前 9 時から午後 9 時												
施設名	開館時間												
(省略)													
<u>たきがしら会館及びス</u>	午前 9 時から午後 9 時												

	まで
(省略)	

別表第2 (第3条第1項)

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館(横浜武道館を除く。)、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第3 (第6条第2項)

施設名	受付期間
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで
(省略)	

<u>スポーツセンター</u>	まで
(省略)	

別表第2 (第3条第1項)

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館(横浜武道館を除く。)、 <u>たきがしら会館</u> 、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第3 (第6条第2項)

施設名	受付期間
横浜国際プール、 <u>たきがしら会館</u> 及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで
(省略)	